（船員労働安全衛生規則の一部改正）

第二条　船員労働安全衛生規則（昭和三十九年運輸省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（安全担当者の資格） **第三条**　（略） 2　前項の規定によるほか、引火性液体類（危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第二条第一号に掲げる引火性液体類をいう。）又は引火性若しくは爆発性の蒸気を発する物質（以下「引火性液体類等」という。）を常時運送する船舶の甲板部の安全担当者は、次に掲げる要件のいずれかに該当する者でなければならない。 一　（略）	（安全担当者の資格） **第三条**　（略） 2　前項の規定によるほか、引火性液体類（危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第二条第一号に掲げる引火性液体類をいう。）又は引火性若しくは爆発性の蒸気を発する物質（以下「引火性液体類等」という。）を常時運送する船舶の甲板部の安全担当者は、次に掲げる要件のいずれかに該当する者でなければならない。 一　（略）

第二十二号の八書式（第七十七条の十二関係）（日本工業規格Ａ列４番）

特定海域運航責任者資格認定更新申請書

年　月　日

殿

申請者氏名（ふりがな）
住　所

特定海域運航責任者の資格の認定の更新を受けたいので、船員法施行規則第77条の12第２項の規定により申請します。

船員手帳番号	第	号
認定の更新を受けようとする資格の区分及び証印番号	甲　種 乙　種	No. No.
乗船履歴		
講習課程の名称等		
＊		

記載心得

1　認定の更新を受けようとする資格の区分及び証印番号の欄には、該当するものを○で囲み、証印番号を記載すること。

2　乗船履歴の欄には、更新のために必要な乗船履歴及び従事した職名を記載すること。

3　講習課程等の欄には、更新に必要な修了した講習の課程の名称、修了年月日を記載すること。

4　＊欄には記載しないこと。

（新設）